

平成22年8月9日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 杉本泰廣

平成22年(行コ)第157号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成20年(行ウ)第403号)

口頭弁論終結日 平成22年6月30日

判 決

控 訴 人 竹 原 光 江

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 控 訴 人 国

代表者法務大臣	千葉	景子
指定代理人	黒見	知子
同	高石	興則
同	佐々木	雅人
同	滝澤	豪道
同	野辺	恵作
同	渡瀬	周作
同	垣瑛	磨潔
同	新垣	篤郎
同	安田	明二
同	貴仁	範人
同	有馬	恭子
同	足立	英子
同	西田	直子
同	田代	祥子
同	鎌形	

同	山	崎	丈	巳
同	渡	邊	桂	一
同	氏	原		拓
同	大	浅	田	薰
同	野	口	康	成
同	小	山	田	巧
同	桑	原		豊
	主	文		

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、日本国内において、原子力発電所及び関連施設を新設してはならない。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、1000万円を支払え。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じて被控訴人の負担とする。

##### 第2 事案の概要

###### 1 事案の要旨

本件は、控訴人が、地球温暖化防止の観点から資源エネルギー庁の原子力政策を問題視する等として、被控訴人が「日本国内において、原子力発電所及び関連施設を新設してはならない」との判決を求める（以下「請求第1項」という。）とともに、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、当該原子力政策に関連して控訴人に生じたとする損害の賠償（以下「本件国賠請求」という。）を求めた（以下「請求第2項」という。）事案である。

原審は、控訴人の請求第1項の訴えを却下し、その余の請求を棄却したとこ

ろ、控訴人が、請求の認容を求めて控訴した。

## 2 当事者の主張等

争点及び当事者の主張の要旨は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求第1項の訴えは不適法であり、請求第2項は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。

- ・原判決29頁11、12行目の「国家公務委員倫理法」を「国家公務員倫理法」に改め、同12行目の「公務員」の前に「憲法15条2項に掲げる」を加える。

なお、控訴人は、当審において、請求第1項及び第2項が認容されるべきであるとして種々主張するが、これらは、原審における主張の繰り返しであり、いずれも上記説示に反するか、又は当裁判所の採用しない独自の見解に基づくものであるから、採用することはできない。

## 第4 結論

以上によれば 本件訴えのうち、控訴人の請求第1項の訴えは不適法であるから却下すべきであり、その余の請求（請求第2項の本件国賠請求）は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、棄却することとする。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 梅 津 和 宏

裁判官 大 工 強

裁判官 坂 口 公 一